

## 第11回大月市教育委員会定例会 会議録

- ・ 開催日時 令和8年1月29日（木曜日）  
午前10時00分から午前11時45分
- ・ 開催場所 市役所第2庁舎3階会議室
- ・ 出席委員 宇野誠教育長、矢光重敏教育長職務代理者、鈴木英夫委員  
矢嶋千鶴委員、秋山俊一委員、野本麻里委員
- ・ 出席職員 山口教育次長兼社会教育課長、佐野学校教育課長  
藤本学校づくり担当リーダー  
望月こどもの学び支援担当リーダー  
柴田社会教育担当リーダー、鈴木スポーツ振興担当リーダー
- ・ 傍聴人 な し

### 〔会 議〕

#### 1 開会

【教育長開会宣言】

#### 2 会議録の承認

職員が、令和7年度第10回教育委員会定例会会議録を朗読し承認された。

#### 3 教育委員会報告

教育長から、令和7年12月25日から令和8年1月29日までの教育委員会活動が報告された。

#### 4 議事

議案第25号 代替教員内申について

（非公開）

〔説明〕望月こどもの学び支援担当リーダー

【原案どおり決定】

議案第26号 就学指定学校変更・区域外就学について

（非公開）

〔説明〕望月こどもの学び支援担当リーダー

【原案どおり決定】

議案第27号 大月市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画（案）について

〔説明〕 宇野教育長

12月の教育委員会の際、私から「大月市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画（案）」についてご説明申し上げました。

本日は、本件について委員の皆様からご意見を頂戴し、修正可能な箇所は反映したうえで、「(案)」を外して正式な計画としたいと考えております。その後、2月17日に臨時校長会を開催する予定ですので、当日は本計画を各学校の校長先生方にお示しし、各学校において具体的な取組計画を策定していただく流れで進めたいと思います。それでは、何かご意見等ありましたらお願いいたします。

教育委員からの主な意見等は以下のとおり

○1ページに「令和6年度の時間外在校等時間の状況」が載っているが、全体把握だけでなく、これを踏まえて個人ごとに見て、オーバーしている理由が能力面の問題なのか、絶対的な業務量の問題なのかといった点を細かく分析していき、その個人に対する対応を取っていかないと改善は進まない。

○教職員の意識改革が大事である。各学校へ周知をする中で、先生方がこの部分をしっかり理解し、受け止めた上で、取組を進めていかななくてはいけないと思う。そのため、この計画のどこかに「全教職員に周知する」という文言を入れてもよいのではないかと。先生方一人ひとりが、この計画に基づいて進めていくことを承知した上で、日々の勤務に当たってもらうことが重要である。

○メンタルヘルスの面で、4ページの「ストレスチェック」について制度を整え、教職員の活用を推奨していくとあるが、結果が出た後に、例えば相談したい、あるいはカウンセリングを受けたいと希望する教職員が円滑に利用できるよう、相談窓口もあらかじめ検討しておくとういのではないかと。

○学校行事等の実施に向けた準備・練習に要する時間や内容について、見直しを検討する必要がある。

宇野教育長

資料を丁寧にお読みいただき、また貴重なご意見を賜り、誠にありがとうございました。

ご指摘を踏まえ、修正可能な箇所は文言を整えたうえで「(案)」の表記を削除し、校長会に諮らせていただきます。次に委員の皆様にご覧いただく機会は、4月の総合教育会議となります。よろしくご意見をいたします。

【原案どおり決定】

議案第28号 大月市認定地域クラブ活動に関する指針（案）について

議案第29号 大月市認定地域クラブ活動指導員に関する要綱（案）について

〔説明〕 望月こどもの学び支援担当リーダー

それでは、関連がありますので議案第28号と議案第29号を合わせて説明いたします。

指針（案）の内容説明に入る前に、少しお時間をいただき、この指針が作成に至った経緯について、ご説明いたします。

令和7年12月に国の部活動改革に関するガイドラインが改定となりました。前ガイドラインは令和4年12月のものでした。

今回の改定でタイトルも「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」から「部活動改革及び地域クラブ活動推進等に関する総合的なガイドライン」というように変更されています。「新たな地域クラブ活動」という表記はなくなっています。

改革期間についてですが、令和5年度から令和7年度が「改革推進期間」となっていて、令和8年度から令和10年度までが「改革実行期間（前期）」となっています。その後中間評価を挟んで、令和11年度から令和13年度までが「改革実行期間（後期）」という計画となっています。国のガイドラインでは基本的には前期の間に休日の部活動を「地域展開」に着手し、後期の令和13年度までには休日は完全に部活動を行わないという方針を示しております。同時に、大月市を含む中山間地域などについては、地域人材を活用した「地域連携」を認めるということも示している状況であります。

そのような方針が示されましたので、大月市においても令和8年度から着手し、令和13年度に向けて徐々に地域展開を行っていく必要があります。令和8年度から急にすべてを変えていくのではなく、徐々に徐々に生徒に不利益がないよう慎重にすすめていく必要があると考えております。先日、両中学校の職員会議に伺い、先生方に今のようなお話をしてきたところであります。

続いてガイドラインの内容についても、少し説明いたします。「新たな地域クラブ活動」というものに替わり、「地域クラブ活動の認定制度」というものが入ってきております。この認定制度というものは、現在活動している（若しくはこれから活動する）「地域クラブ活動」を国が示す要件に基づいて、市町村が認定する制度であります。

認定された「地域クラブ活動」は、財政面や施設の借用、備品の使用などに「公的な支援」を受けることが可能となり、学校や教育委員会が生徒や保護者にクラブの情報を提供できるようになります。また、認定された地域クラブ活動には、教職員や市職員なども兼職兼業が認められて指導にあたることができるようになる他、認定された地域クラブであれば、教育内大会やコンクールに出場することが可能となっていきます。

このような方針が国から示されたことで、本市でも地域クラブ活動を認定する仕組みを構築する必要があり、「大月市認定地域クラブ活動に関する指針（案）」とこの指針に基づく「大月市認定地域クラブ活動指導員に関する要綱（案）」を作成することになりました。

それでは、内容に入ります。

はじめに「大月市認定地域クラブ活動に関する方針（案）」です。

第3条をご覧ください。こちらに、「認定の要件」が号立てで12号となり、書いてあります。第1号から第8号までについては、国から示された7つの要件が網羅されております。特に大月市では第2号の「暴力」「暴言」「ハラスメント」「いじめ等」の不適切な行為が一切ないよう留意すること。」という部分を前の号に持

ってきて強調しています。

また、第9号で「大月市内の中学校に在籍する生徒で編成されている団体であること。」にただし書きを入れて、他市町村の生徒も状況に応じて受け入れていくことを視野に入れて作成しております。

それから、第11号の認定期間ですが、国では3年間まで認めるということですが、まだ制度を開始して、動き出しても状況が変化していくことに対応するため、「最長1年間」としています。

第7条、第8条では、例えば（「暴力」「暴言」「ハラスメント」などの）不適切な行為が発覚した際の対応として、教育委員会が調査して、指導や処分が行うことができるよう対応しております。

申請方法は、様式第1号の申請書に様式第2号の要件確認書を記入し、規約（会則）、参加者名簿などの必要書類と一緒に市教委あてに提出してもらいます。

その後、市教委で内容確認し、必要があれば現地視察を行って、ガイドラインに沿った活動か、持続可能な活動か、という観点から、審査して、認定していくという仕組みになっています。

続いて、「大月市認定地域クラブ活動指導員に関する要綱（案）」です。

こちらは、先ほどの指針によって、認定された地域クラブが、指導者を市教委に申請するもので、「認定地域クラブ」の指導員として認められた場合には、様式第3号にて任用して、第9条に基づいて、時間1,600円で報酬を支払うことができるようになります。

第3条に指導者の要件があります。第4号に教職員、第5号に市職員の兼職兼業を認める要件を入れております。

申請方法は、認定地域クラブの代表者が様式第1号の申請書を提出し、市教委が決定する形となります。

これらの指針と要綱は、今後、大月市ホームページに掲載して、募集を開始する予定です。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 宇野教育長

それでは、議案第28号及び第29号は一括して提案いたします。ご意見等がございましたらお願いいたします。特にご意見がなければ、承認とさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

#### 矢光教育長職務代理者

指針と要綱が示されていますが、これに基づく運営細則等は既に整備されていますか。例えば、1年経過後の成果について、どこに公表し、誰がどのように評価し、その評価結果を認定にどう反映させるのか、といった手順は定まっていますか。また、特にクラブ運営では、全国的にもパワハラやセクハラ等が発生しやすい点が懸念されます。そのような事案が生じた場合の対応を、誰がどのように進めるのか、あわせて認定の取消し等を含む具体的なルールは既に策定されていますか。

#### 望月こどもの学び支援担当リーダー

はい、パワハラ等があった場合の処分や認定取消しは、第7条と第8条に規定がありますが、より具体的な運用については今後検討していきたいと思っております。

野本委員

文言の趣旨は理解できるのですが、時間は放課後を想定で、場所は学校ということでもよろしいですか。

望月こどもの学び支援担当リーダー

基本的には休日になります。

野本委員

休日限定のことでなんですね。それでは、学校の所属してる部活に関係なく土日にとということなんですか。

望月こどもの学び支援担当リーダー

学校部活動で土日に活動している部分を減らしながら、クラブの方にとというような考えです。

野本委員

ということは、今からクラブの活動を始めるとすると、土日に参加する生徒側から見て、活動内容等はどんな感じになりますか。

望月こどもの学び支援担当リーダー

具体的には、現在野球とバドミントンについて検討を進めています。平日は従来どおり学校の部活動を行います。

また、土日については、月4回を部活動として実施する想定で、そのうち、まずは1回分を認定クラブの活動に切り替え、残り3回分は部活動として行う形を考えています。この場合、認定クラブに所属していない生徒は、その日は活動に参加せず休みになります。

今後は、認定クラブ活動に切り替える回数を1回、2回、3回、全てというように、段階的に増やしていきたいと考えています。

野本委員

確認ですが、平日は野球部として顧問の先生が指導し、土日は参加したい子だけが認定クラブに登録して月に数回参加、指導は地域クラブの指導者が行う、という理解で合っていますか。

また、今ある部活動とは別の種目が地域クラブとして認定されるという場合もありますか。

望月こどもの学び支援担当リーダー

基本的には今ある部活動の種目を考えています。

野本委員

生徒からすると、部活動のみ参加したい生徒は平日の活動だけに参加し、地域クラブにも参加したい生徒は土日等にクラブの活動にも参加できる、という理解でよいでしょうか。

また、クラブの活動は、指導者や活動場所が学校の部活動とは異なるということですね。

宇野教育長

部活動の顧問の先生がクラブの指導者に手を挙げれば、そちらの指導もできます。

矢光教育長職務代理者

学校で行っている部活動と、地域の認定クラブで、別の種目を選ぶことも可能という理解でよいでしょうか。

例えば、学校では野球部に所属している生徒が、認定クラブではバドミントンに参加する、といった形も認められますか。

佐野学校教育課長

あくまで公的資金を投入する以上、認定クラブは学校部活動の後継として位置付けられる必要があります。

全く新しいものを認定してほしい、というのは難しく、今部活動をしている子供たちの活動を継承する形で考える、ということだと思います。国も「持続可能」「継承」という言葉を使っています。

矢光教育長職務代理者

既存の部活動が前提であれば、生徒は参加する種目を自由に選べる、という理解でよいですね。

佐野学校教育課長

大月市内の中学校は大月東中と猿橋中の2校ですので、既存の部活動を継承する形で、指導者がいる地域クラブから申請があれば、教育委員会としては認定する方向で考えています。

認定クラブには、東中・猿中どちらの生徒も加入できるようにし、集団競技などで1校だけでは人数が足りず試合に出られない場合でも、合同で出場できる形を目指します。

この1年間、認定クラブでも教育内大会に出場できるように要望してきましたが、県からは、認定と指導者研修などの条件を満たせば、これまでハードルが高かった点も認める方向だという説明がありました。ここが一つ前進だと受け止めています。

今後は、東中と猿中で人数を合わせないと試合が成立しにくい集団競技が増える可能性が高く、この仕組みは有効だと考えています。

参考として、都留市ではソフトテニスで、女子は「都留クラブ」として大会に出場し優勝、男子は「都留一中」として出場しています。クラブとして出場する場合は、都留一中・都留二中の生徒と一緒に出場したり、場合によっては他校の生徒も含めてチームを編成して出場したりすることになります。これは、今回の認定クラブの方向性を示す一例だと捉えています。

もちろん「必ず勝たなければならない」という話ではありませんが、こうした形での出場や成果も目指し得る、という点も含めて考えています。

矢嶋委員

今のお話はスポーツクラブが中心でしたが、例えばブラスバンドのように、一定の人数がいないと成り立ちにくい文化系活動もあります。スポーツが得意ではないものの、文化系の分野で活躍したい子どもたちに向けて、ブラスバンドなどの文化部についても、今後の可能性として検討される予定はありますか。

望月こどもの学び支援担当リーダー

大月東中学校の吹奏楽部についても検討を進めており、関係団体の方々にも協議会に入っていて協力を重ねています。現状では、クラブとして単独での運営は難しい面がありますが、引き続き協議を進めていきたいと考えています。来年度からは部活動指導員も入れて、地域の力を借りながら活動していく、というところまで話が進んでいます。

佐野学校教育課長

令和8年度から始めることによって、「全部を必ずそうしなければいけない」と決めているわけではありません。まずは、できるところから段階的にスタートしていく考え方です。

国の方では令和10年度終了後に中間評価が予定されていますので、3年程度進めたところで検証し、必要があれば国の方針も多少修正が入る可能性はあると思います。そういう検証を踏まえながら、実情に合わせて進めていこうということです。

部活動は何十年もかけて築いてきたものなので、一気に変えるのは難しい面があります。特に中山間地域などで地域クラブの受け皿がない場合は、当面は部活動の形を続けることも現実的だと思います。

ただ、指導員の導入によって先生方の負担軽減につながったり、子どもたちがより専門的な指導を受けられるようにしたりすることも方針として示されています。ですので、スポーツだけではなく文化部も含めて対応していくという考えです。

宇野教育長

本件は土日・祝日など休日の活動に関するもので、平日の部活動は今後も継続するため、基本的な枠組みは変わりません。当面は休日から進めていきます。

一方で、教員定数が減少していることもあり、部活動の顧問の確保が難しくなっているという課題もあります。こうした点も含め、引き続き検討しながら進めてまいります。

それでは、本件についてはご承認いただくということによろしいでしょうか。ありがとうございました。

**【原案どおり決定】**

## 5 その他

### (1) 大月市立小・中学校卒業式及び入学式の日程について

〔説明〕藤本学校づくり担当リーダー

はじめに、全体の日程ですが、資料1枚目をご覧ください。

上から、小学校の卒業式についてですが、3月19日（木）に開催となります。開式時間ですが、猿橋小については開式が9時15分、七保小学校が9時20分、その他の小学校は、9時30分の開式となっています。また、入学式につきましては、4月8日（水）に開催となります。開式時間ですが、10時の開式となっています。

次に、下の表が中学校になります。

中学校の卒業式は、3月11日（水）で、大月東中が9時10分から、猿橋中は9時20分の開式となります。また、入学式につきましては、4月8日（火）で、大月東中が13時30分から、猿橋中は13時35分の開式となっています。

なお、こちらの表に記載されている受付時間は、保護者や新入生の受付時間となりますので、委員の皆様については、開始時間の15分から20分前を目安に受付をしていただければと思います。

2枚目、3枚目の資料をご覧くださいと思います。資料の2枚目が卒業式、3枚目が入学式についての資料となります。例年、教育委員の皆様には、どちらの学校の卒業式・入学式にご出席いただくか、相談していただいております。

それぞれ、一番右の欄に、昨年出席された委員のお名前を記載していますので、参考にしていただき、参加していただく学校を決めていただければと思います。

なお、卒業式では「告辞」を、入学式では「祝辞」を述べていただいております。卒業式の「告辞」の原稿は、来月2月の教育委員会の日にお渡しいたします。また、4月の入学式の「祝辞」の原稿は、3月の教育委員会でお渡ししたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上となりますので、出席される学校についてご相談いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

#### 【了知、告辞者・祝辞者を決定】

- ・2月26日（木）午後2時00分から、令和7年度第12回教育委員会定例会を開催することを確認。

## 6 閉会

### 【教育長閉会宣言】